

必要なときにすぐに支援を届けることのできる体制も引き続き整えてまいります。

こどもの命や安全のことで、「どこに相談すればいいかわからない」、「相談しても時間がかかる」といった不安をなくし、専門家につながる社会を目指してまいります。

課題③: 日本版 DBS の実装とさらなる改善

こどもへの性犯罪は決して許されるものではありません。日本国内のこどもが主な被害者となった性犯罪の認知件数は増加傾向にあり、年間 5 千件を超える大変厳しい状況となっています。

多くの被害を未然に防ぐために、今年の 12 月から施行されるのが、こども性暴力防止法、いわゆる「日本版 DBS」という制度です。

こどもと関わる教育や保育などの仕事に就く人の過去の性犯罪歴を確認するもので、新たな制度のため、まずはしっかり実装と運用をしていくことが大切です。しかし、すでに、専門家や現場の皆様、国会議員からも、改善を求める意見が出ています。

例えば、性犯罪の犯歴確認は、法務省の犯歴情報を基に確認作業を行います。現状では、ストーカー規制法違反や下着泥棒は該当しません。犯罪内容が軽微と判断されたり、被害者側と

示談して不起訴となった場合も対象外です。

さらには、対象業種や職種の拡大を求める意見も出ています。こどもたちを守る最後の砦として、この制度の実効性を高めていくことが重要です。

運用する中で、現場の皆さんとよく意見交換をしながら、制度をさらに改善し、現場でしっかり機能するものに進化させて参ります。何より大切なのは、保護者の皆さんが安心してこどもを預けられる社会にすることです。習い事やスポーツクラブに通わせるときに、「ここなら安心だね」と思える環境をつくる。その積み重ねが、こどもたちの安全につながります。

結びに

こども政策は、決して一部の人のためのものではありません。こどもは、社会全体で支えるべき存在であり、未来への投資でもあります。

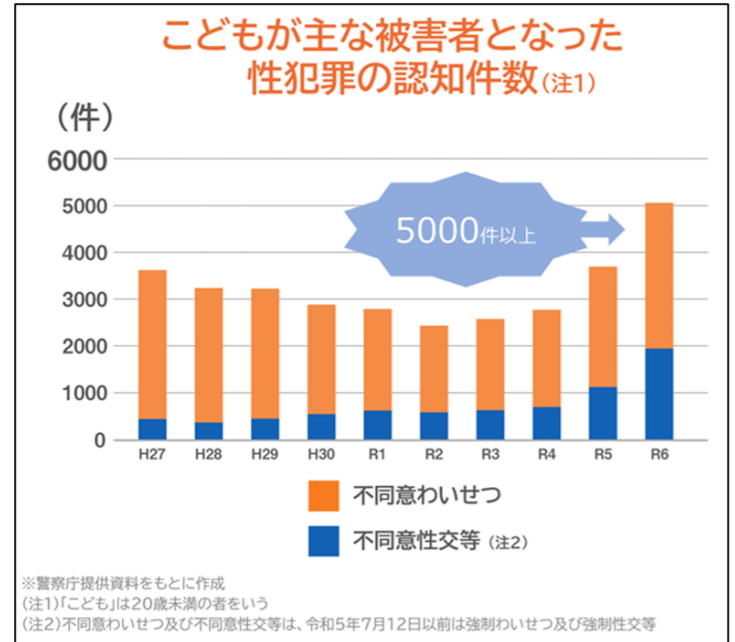
日本のこどもの死因で一番多いのが自殺である現実。20 万件を超える虐待相談がある現実。

この状況を変えていかなければなりません。私は担当大臣として、こども家庭庁を「こどもを守り抜く」ための「頼れる役所」へと進化させてまいります。

そのためには、行政だけでなく、社会全体の力が必要です。もし、身近なこどもにいつもと違う様子があれば、どうか気にかけてください。そして、必要なときには、相談窓口につないでいただければと思います。一人ひとりの小さな気づきが、こどもの命を守ることにつながります。

こどもの命と安全を守ることは、政治に課された最も重い責任です。すべてのこどもが安心して生きられる社会へ。その実現に向けて、引き続き、全力で取り組んでまいります。

こども政策担当大臣 衆議院議員 黄川田仁志



きかわだひとしとは…自民党 6 期目の衆議院議員。高市早苗内閣の内閣府特命担当大臣就任。埼玉 3 区選出。元国防部長、元衆院外務委員長、元内閣府副大臣、元外務大臣政務官。海洋政策の専門家として、南鳥島沖のP-A等、日本の海洋政策をリード。元国連環境計画主任研究員。越谷市イワノに妻・娘と在住。特技は剣道、空手、野球、落語。

きかわだSTATION 自立と誇りある日本をつくる



こどもの命と安全を守り抜く！
こどもの自殺年間 500 人超の現実から、目を背けないために

きかわだひとしが取り組む詳しい政策は下記QRコードから公式HPをご覧ください

自民党埼玉県第三選挙区支部
(衆議院議員黄川田仁志事務所)
電話 048-962-8005
FAX 048-961-8905



第108号 『きかわだステーション』
令和8年4月発行
公式ホームページ www.kikawadahitoshi.jp

こどもの命と安全を守り抜く！
こどもの自殺年間 500 人超の現実から、目を背けないために

こども家庭庁は発足から 3 年を迎えました。

この間、「こどもまんなか社会」という考え方は、少しずつ社会に広がってきたと感じています。

こどもを中心に据えて社会をつくっていくという方向性そのものについては、多くの国民の皆様にご理解が広がってきていると実感しています。

一方で、率直に申し上げて、こども家庭庁に対して厳しいご意見があることも、また事実です。「何をしているのかわかりにくい」、「出生率が上がらず、成果が見えない」、さらには、「本当に必要なのか」、「使っている予算を直接子育て世帯に配るべきだ」といった声も一部に上がります。

私は、こども政策担当大臣として、こうしたご指摘から目を背けてはならないと考えています。

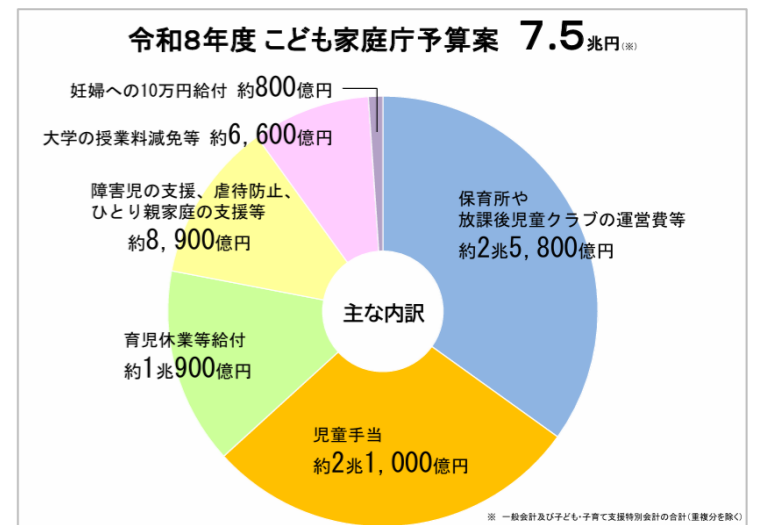
なぜ、このような評価が生まれているのか日々の職務を通じて強く感じることがあります。

それは、こども家庭庁が担う「少子化対策」と「こども政策」とが混同されることで、「いまを生きているこどもたちを守る」というとても大切な使命、すなわち「こども政策」の必要性が、見えにくくなっているという点です。

その例として、予算をご覧ください。こども家庭庁の令和 8 年度予算は約 7 兆 5000 億円を見込んでいます。しかし、このうち、児童手当や

育児休業給付金、保育所・放課後児童クラブ(学童保育)の運営費で 4 分の 3 を占めています。

※「こどもまんなか社会」とは？
令和 5 年に閣議決定された「こども大綱」に記された、目指す社会のあり方。全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。



※こども家庭庁関係資料より抜粋
今年の 4 月からは、医療保険料に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金」が始まりました。しかし、この支援金を基に行われる政策は法律で定められていて、子育て支援策(児童手当や